

家計応援商品券『家計にプラス たすカルチケット』 取扱マニュアル

(登録取扱店用)

本マニュアルでは、家計応援商品券「家計にプラス たすカルチケット」(以下、「チケット」という。)の取り扱い及び換金事務手続きについて必要な事項を定めます。

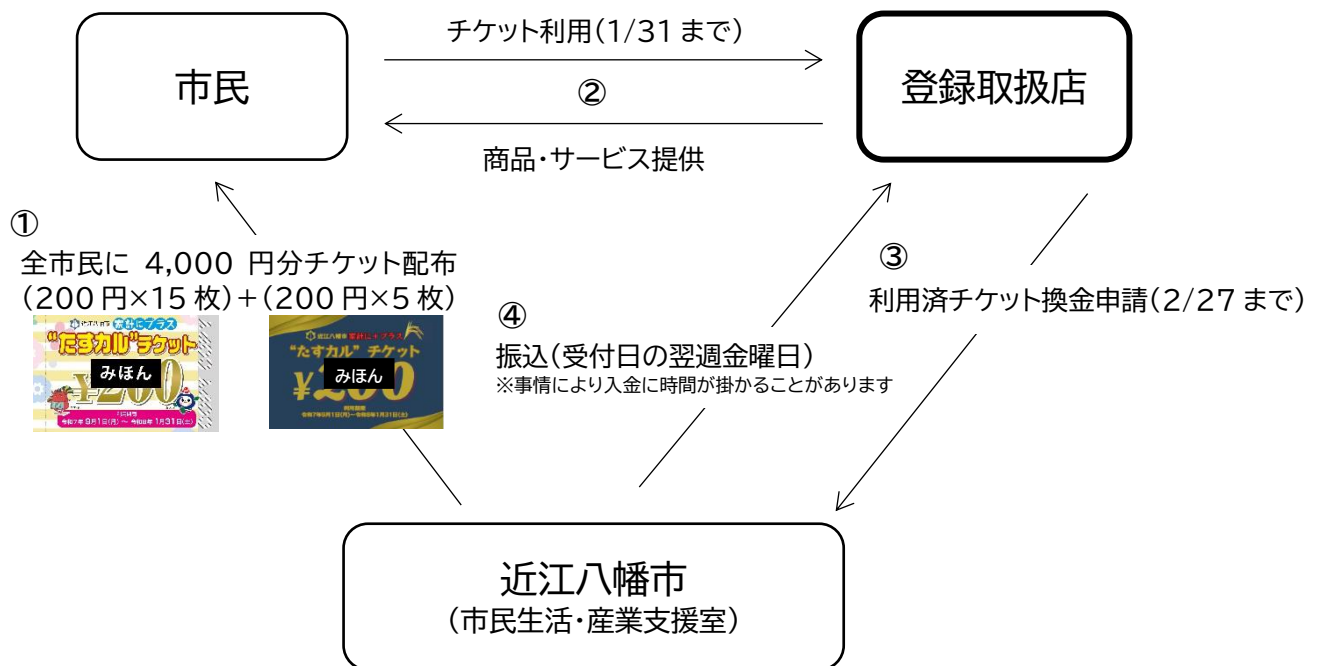
1. 事業概要

【配布対象者】令和 7 年 6 月 1 日現在で近江八幡市の住民基本台帳に登録のある方

【チケット】一人当たり 4,000 円(200 円×15 枚 + 200 円×5 枚)

※長引く物価高騰への対応として、5 月 27 日に国による追加支援が決定されたことを受け、近江八幡市では、市独自の取組として 3,000 円分のチケットに、1,000 円分のチケットを追加配布することとしました。

この追加分の配布により、デザインが異なる 2 種類のチケットが流通することになりますが、取り扱い(使用方法、換金方法)は共通ですので、同様にご対応いただきますようお願いいたします。



2. 利用期間

令和 7 年 9 月 1 日 (月) から 令和 8 年 1 月 31 日 (土) まで

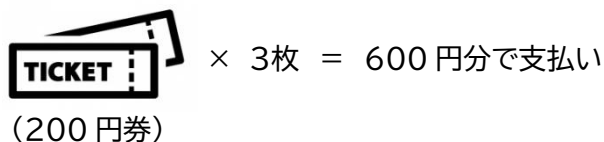
※利用期間終了後、チケットは無効となり利用することはできません。

3. 取扱方法

(1) チケットは、物品の販売又はサービスの提供などの取引に利用できます。

《使い方例①》

税込 600 円のお会計の場合 → チケット3枚(600 円分)ご利用いただけます。



《使い方例②》

税込 500 円のお会計の場合 → チケット2枚(400 円分)と現金 100 円でご利用いただけます。



(2) チケットにはお釣りが出ませんので、不足分を現金でお受取りください。

(3) チケットの受け取りにあたっては、偽造券(カラーコピー等)でないかを確認のうえ、お取り扱いください。万が一、偽造券を発見された場合には、市役所(市民生活・産業支援室 TEL:0748-36-5589)にご連絡ください。

なお、チケットをコピー機等で複製した場合、次のような特徴が現れます



- 「家計にプラス たすカルチケット」左側のライン「OMIHACHIMANSI(マイクロ文字)」という文字がぼやけてしまう。(表面)
- 「COPY」という文字が浮かび上がる。(裏面)



- ゴールド印刷部分に光沢やツヤ感がなく、反射の変化や見る角度によっての輝きの変化がない。(表面)
- 「COPY」という文字が浮かび上がる。(裏面)

(4) チケットを受け取られた際は、チケット裏面の店舗記載欄に、店舗等名称を記入してください(ゴム印等の押印又は登録番号の記入のみでも可)。

(5) チケットは、下記の取引では利用できません。

- 出資又は債務の支払(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- 有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入(電子たばこや加熱式たばこを含む。)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業に係る支払い
- 土地若しくは家屋の購入、家賃、地代又は駐車料金(一時預かりを除く。)等の不動産に係る支払
- 現金との換金又は金融機関への預け入れ
- 事業活動に伴って利用する原材料、機器類、仕入商品等
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- その他近江八幡市又は各登録取扱店が指定するもの

4. 登録取扱店の責務等

次に掲げる事項について、遵守してください。

- (1) 登録取扱店であることが明確になるよう、配布するポスター、ステッカーを分かりやすい場所に掲示してください。※利用期間(令和8年1月31日まで)後は、店内のチケット利用促進のためのポスター等は必ず撤去してください。
- (2) 登録取扱店で独自にチケットの利用対象外となる商品などを定める場合(特売品、経理上チケットの取り扱いができない場合など)は、あらかじめチケットを利用する方がその旨を認識できるよう、陳列棚、チラシ等に明示してください。
- (3) チケットは商品券(金券)ですので、割引券として取扱わないでください(令和4年度まで実施していた「おうみはちまん じもと応援クーポン」とは取扱い方法が異なります)。
- (4) 利用期間(令和8年1月31日まで)を過ぎて、チケットは受け取らないようにしてください。
- (5) 利用されるチケットについて、上記3.(3)に記載したような偽造されたチケットと判別できる場合は、チケットの受け取りを拒否していただくとともに、その事実を速やかに市役所(市民生活・産業支援室 TEL:0748-36-5589)にご連絡ください。
- (6) チケットは交換、譲渡や売買を行わないでください(他店転用及び直接換金の禁止)。
- (7) チケットの盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者(市)は一切責任を負いませんので、お取引の際や保管には十分にご注意ください。

5. 換金手続き

受付期間：令和7年9月8日(月)から令和8年2月27日(金)まで

受付日時：市役所が開庁している日の **9:15~16:45**

(土日祝、及び令和7年12月27日から令和8年1月4日は閉庁)

受付方法：窓口を持参

受付窓口：

	9月8日(月) ~12月26日(金)	令和8年1月5日(月) ~1月7日(水)	令和8年1月8日(木) ~2月27日(金)
①	文化会館(出町366) 又は、近江八幡市役所 ※別添「換金場所カレンダー」 のとおり	文化会館(出町366) ※別添「換金場所カレンダー」 のとおり	①近江八幡市役所(新庁舎) 3階北側 会議室2
②	②産業経済部商工振興課 (安土町総合支所2階) ※商工振興課での換金手続き の場合、事前にご連絡 (0748-36-5517)をお願い します。		

(1) チケットの換金には、指定口座の登録が必要です。「家計応援商品券口座登録依頼書」に必要事項を記入し、添付資料(通帳の見返しの写し)と共に持参、または郵送してください。

※ 令和6年度の家計応援商品券配布事業に登録取扱店として登録いただいた事業者で、振込先等の変更がない場合は提出不要です。

(2) 必要事項を記入した「家計応援商品券換金依頼書」と、利用済みチケットを合わせて受付窓口へ提出してください。(郵送不可。必ずご持参ください。)

※ 前記3.(4)に記載したように、チケット裏側の店舗記載欄が記入されていないものは換金できませんので、必ず記入してください。

※ チケットは輪ゴムやクリップでまとめてお持ちください。但し、ホチキス止めや穴を開けて紐を通すなどはしないでください(計数機にかけるため)。

(3) チケットの枚数を確認し、「家計応援商品券換金受領証」をお渡しします。入金を確認するまで大切に保管してください。

※ 原則、換金依頼書を受領した日から2週間程度でお振込みします。

※ 「家計応援商品券換金受領証」がない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができません。

(4) 「家計応援商品券換金依頼書」は、コピーして利用してください。また、市のホームページからもダウンロードできます。

(5) 換金受付期間(令和8年2月27日まで)を過ぎた場合は換金できませんので注意してください。

6. その他留意事項

- (1) 取扱店舗等申込受付期限(6月2日)までに申込された登録取扱店の情報(店舗名称・所在地・業種等)は、一覧表に掲載しチケットに同封して市民に配布しています。なお、申込受付期限(6月2日)より後に申込・登録された場合は、市ホームページのみでの掲示となります。
- (2) 登録取扱店向けのポスターや換金依頼書、口座登録依頼書等の各種様式は市ホームページからダウンロードできます。
- (3) 家計応援商品券取扱店舗等募集要項及び本マニュアルの内容に反する行為等が認められた場合、換金ができないことや登録取扱店の登録を取り消す場合があります。
- (4) 登録取扱店に対し、登録手数料や換金手数料、振込手数料を請求することはありません。
- (5) 登録取扱店で作成するチラシ等、広告媒体に登録取扱店である旨を記載することは可能です。なお、本事業用にデザインされた「家計応援商品券(家計にプラス たすカルチケット)」の肖像等の使用については、事前に近江八幡市市民生活・産業支援室までご相談ください。
- (6) この取扱マニュアルに記載されていない事項や、定めのない事項に関しては、市でその都度協議し、対応を決定します。

本マニュアルや各種様式については、市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/1/kakeini_purasutasukarutiketto/25703.html



※ 本取扱マニュアルに記載されていない事項については、下記連絡先までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

近江八幡市 総合政策部 市民生活・産業支援室
担当：東、大石、茶谷
〒523-8501 近江八幡市桜宮町 236
Tel：0748-36-5589
Mail：010501@city.omihachiman.lg.jp